

◇計画に変更が生じた場合の手続きについて

○軽微な変更該当する場合 (軽微な変更該当するかどうかは、お問合せください。)

- ・ 変更に係る部分に着手する前に、市規則第4条に基づく『設計変更届』の提出が必要です。

～『設計変更届』について～

- ・ 様式は市で定めています (HP 掲載)。変更の内容が確認できる図面、資料の添付をお願いします。
《トップ》暮らし・手続き》住まい》申請・届出》確認申請等に関する市の規則で定める様式》

○軽微な変更該当しない場合

- ・ 計画変更確認申請の提出が必要です。
- ・ 変更に係る部分については、変更の確認済証が交付された後に着手してください。

◇完了検査申請時の提出書類について

○施行規則第4条第1項第2号に規定する工事写真について

- ・ 法第7条の5(検査の特例)の適用を受ける場合は、施行規則第4条第1項第2号に規定する工事写真の提出が必要です。
- ・ 市規則第8条に基づく工事監理状況報告書の提出は引き続き必要です。この場合は、以下の工事写真を添付して提出して下さい。
- ・ また、市規則第8条に該当せず、工事監理状況報告書の提出が不要となる場合で、法第7条の5に規定する検査の特例を受けようとする場合は、別紙の工事写真参考様式をご活用下さい。
例：平屋 100㎡以下の木造建築物など、建築士の資格が必要とされない規模の建築物において、建築士による検査の特例を受ける場合。

【必要な写真】

①基礎の配筋工事終了時

- ・ 基礎配筋後の全景
- ・ 底盤及び一般箇所の部分写真

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時

- ・ 軸組若しくは耐力壁工事完了時の全景
- ・ 柱等の継手・仕口の状況写真
- ・ 耐力壁の状況写真

③屋根の小屋組の工事終了時

- ・ 小屋組の全景
- ・ 小屋組の部材、接合状況写真

○申請書第3面の記載について

- ・ 10 欄へは、確認を受けた以降に変更となった事項について記載が必要です。市規則第4条に基づく設計変更届を提出済の場合は、「〇年〇月〇日付け設計変更届による」の記載でも良いです。この場合、設計変更届時に提出されている図面や資料の再提出は不要です。

○申請書第4面の記載について

- ・ 法第7条の5(検査特例)の適用を受けるためには第4面の記載が重要です。記載例を参考になるべく詳細に記載して下さい。